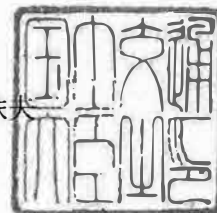


認定書

国住参建第 1449 号
令和 4 年 9 月 2 日

JFEスチール株式会社
代表取締役社長 北野 嘉久 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

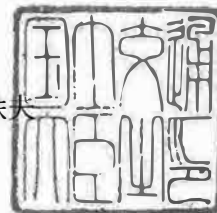
1. 認定番号
MSTL-0576
2. 認定をした構造方法等の名称
建築構造用 550N/mm² TMCP 鋼材 HBL385B, HBL385C (東日本製鉄所 京浜地区)
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り
4. 備考
本認定に適合するものは、平成 15 年 7 月 31 日付け国住指第 1211 号による認定番号 MSTL-0131 に適合するものとみなして差し支えない。ただし、建築基準法施行令第 67 条第 2 項の規定に基づく認定（溶接接合に係るものに限る。）については対象外とする。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住参建第 1449-2 号
令和 4 年 9 月 2 日J F E スチール株式会社
代表取締役社長 北野 嘉久 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MSTL-0576
- 認定をした構造方法等の名称
建築構造用 550N/mm² TMCP 鋼材 HBL385B, HBL385C (東日本製鉄所 京浜地区)
- 指定する数値

許容応力度の基準強度	385N/mm ²
溶接部の許容応力度の基準強度	385N/mm ²
材料強度の基準強度	385N/mm ² (上記の数値の 1.1 倍以下までの数値)
溶接部の材料強度の基準強度	385N/mm ² (上記の数値の 1.1 倍以下までの数値)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。



(別添)

1. 構造方法等の名称

建築構造用 550N/mm²TMCP 鋼材 HBL385B, HBL385C (東日本製鉄所 京浜地区)

2. 建築材料の適用範囲

本建築材料は JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区 (JIS 認証番号: QA0307034) で製造され、建築物または工作物に適用する熱間圧延鋼材 (鋼板) である。

また、本建築材料の記号及び適用厚さを表 1 に示す。

表 1 種類の記号及び適用厚さ

種類の記号	適用厚さ (mm)
HBL385B	19 以上 100 以下
HBL385C	

3. 建築材料の構成及び品質基準

3.1 機械的性質

3.1.1 降伏点又は 0.2%耐力、引張強さ、降伏比及び伸び

本建築材料の降伏点または 0.2%耐力、引張強さ、降伏比及び伸びは表 2 による。

表 2 降伏点又は 0.2%耐力、引張強さ、降伏比及び伸び

種類の記号	降伏点又は 0.2%耐力 (N/mm ²)	引張強さ (N/mm ²)	降伏比 (%)	伸び		
				試験片	厚さ (mm)	伸び (%)
HBL385B HBL385C	385 以上 505 以下	550 以上 670 以下	80 以下	1A 号	19 以上 32 以下	15 以上
					32 超え 40 以下	16 以上
				4 号	32 超え 100 以下	20 以上

備考 1. 試験片は、JIS Z 2241 (金属材料引張試験方法) に規定する試験片を用いる。

備考 2. 試験片の中心は、幅の縁から幅の 1/4 の位置とする。ただし、中心が縁から 1/4 の位置に取れない場合には、これに近い位置とする。

4 号試験片の場合、試験片の中心が厚さの 1/4 の位置とする。ただし、中心が厚さの 1/4 の位置に取れない場合には、これに近い位置とする。

備考 3. 降伏点又は 0.2%耐力について、特に指定がない場合には、0.2%耐力を用いる。

3.1.2 厚さ方向特性

本建築材料の厚さ方向特性は、HBL385C について規定し、表 3 による。

表 3 厚さ方向特性

種類の記号	絞り値 (%)	
	3 個の試験の平均値	個々の試験値
HBL385C	25 以上	15 以上

備考 1. 試験方法は、JIS G 3199 (鋼板、平鋼及び形鋼の厚さ方向特性) による。



(別添)

3.2 超音波探傷試験

HBL385C は、JIS G 0901（建築用鋼板及び平鋼の超音波探傷試験による等級分類と判定基準）により超音波探傷試験を行い、判定は JIS G 0901 の判定基準の等級 Y による。

3.3 化学成分

本建築材料の化学成分は、表 4 による。

種類の記号	C	Si	Mn	P	S
HBL385B	0.20 以下	0.55 以下	1.60 以下	0.030 以下	0.015 以下
HBL385C				0.020 以下	0.008 以下

備考 1. 必要に応じて、表 4 以外の合金元素を添加することができる。

3.4 溶接特性

3.4.1 炭素当量又は溶接割れ感受性組成

(1) 本建築材料の炭素当量及び溶接割れ感受性組成は、表 5 による。なお、炭素当量又は溶接割れ感受性組成は、何れかの基準値を満足すること。

(2) 炭素当量及び溶接割れ感受性組成の計算には溶鋼分析値を用い、次の式による。

$$\text{炭素当量 (\%)} = C + Mn / 6 + Si / 24 + Ni / 40 + Cr / 5 + Mo / 4 + V / 14$$

$$\text{溶接割れ感受性組成 (\%)} = C + Si/30 + Mn/20 + Cu/20 + Ni/60 + Cr/20 + Mo/15 + V/10 + 5B$$

表 5 炭素当量又は溶接割れ感受性組成

種類の記号	厚さ (mm)	炭素当量 (%)	溶接割れ感受性組成 (%)
HBL385B	19 以上 50 以下	0.40 以下	0.26 以下
	50 超え 100 以下	0.42 以下	0.27 以下
HBL385C	19 以上 50 以下	0.40 以下	0.26 以下
	50 超え 100 以下	0.42 以下	0.27 以下

3.4.2 シャルピー吸収エネルギー

本建築材料のシャルピー吸収エネルギーは、表 6 による。この場合、シャルピー吸収エネルギーは 3 個の試験片の平均値とする。

表 6 シャルピー吸収エネルギー

種類の記号	試験温度 (°C)	シャルピー吸収エネルギー (J)	試験片
HBL385B HBL385C	0	70 以上	V ノッチ試験片 圧延方向

備考 1. 試験片は、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定する試験片を用いる。

備考 2. 試験片の中心は、表面から厚さ 1/4 の位置で、かつ、幅の縁から幅の 1/4 の位置とする。ただし、中心が厚さ 1/4 の位置で、かつ、幅の縁から幅の 1/4 の位置に取れない場合には、これに近い位置とする。



(別添)

3.5 外観

本建築材料は、構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物があってはならない。

3.6 表面処理

本建築材料は表面処理をしない。

4. 建築材料の形状及び寸法

本建築材料の形状及び寸法を表7に示す。本建築材料の形状、寸法（厚さを除く）、質量及びその許容差は JIS G 3193（熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差）による。また、厚さの許容差は JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）による。本建築材料の厚さの許容差を表8に、形状、寸法（厚さを除く）の許容差を表9に、質量の計算方法及び質量の許容差を表10に示す。

表7 形状及び寸法

種類の記号	(板厚) × (幅) × (長さ) (mm)
HBL385B HBL385C	(19 以上 100 以下) × (1000 以上 5000 未満) × (3000 以上 25000 以下)

表8 厚さの許容差※

厚さ(mm)	幅(mm)					
	1600 未満	1600 以上 2000 未満	2000 以上 2500 未満	2500 以上 3150 未満	3150 以上 4000 未満	4000 以上 5000 未満
19.0 以上 25.0 未満	+1.00	+1.20	+1.20	+1.60	+1.60	+1.90
25.0 以上 40.0 未満	+1.10	+1.30	+1.30	+1.70	+1.70	+2.10
40.0 以上 63.0 未満	+1.30	+1.60	+1.60	+1.90	+1.90	+2.30
63.0 以上 100 未満	+1.50	+1.90	+1.90	+2.30	+2.30	+2.70
100	+2.30	+2.70	+2.70	+3.10	+3.10	+3.50

※マイナス側の許容差は 0.3mm



(別添)

表9 形状、寸法（厚さを除く）の許容差

幅	幅 (mm)	許容差 (mm)					
		ミルエッジ 圧延のままの鋼板		カットエッジ A (通常の切断方法によったもの)			
		+	-	+	-		
	1000 以上 1600 未満	規定せず	0	15	0		
	1600 以上 3000 未満	規定せず	0	20	0		
	3000 以上	規定せず	0	25	0		
長さ	許容差 A						
	長さ(mm)	許容差 (mm)					
	3000 以上 4000 未満	+20 0					
	4000 以上 6000 未満	+30 0					
	6000 以上 8000 未満	+40 0					
	8000 以上 10000 未満	+50 0					
	10000 以上 15000 未満	+75 0					
	15000 以上 20000 未満	+100 0					
	20000 以上	+0.5% 0					
	横曲 がり	長さ(mm)				最大値(mm)	
10000 未満		鋼板の長さの 0.2%以下					
10000 以上		任意の位置で長さ 10000 当たり 20 以下					
圧延のままのミルエッジの鋼板には適用しない。							
平た ん度	厚さ(mm)	測定長さ(mm)					
		2000 板幅(mm)			4000 板幅(mm)		
		1250 未満	1250 以上 1600 未満	1600 以上 2000 未満	2000 以上	2000 未満	2000 以上 3000 未満
	19.0 以上 25.0 未満	12		16	12	16	22
	25.0 以上 40.0 未満	9		13	9	13	19
	40.0 以上 80.0 未満	8		11	8	11	16
	80.0 以上 100 以下	8		10	8	10	15
<p>・特に指定のない限り、引張り試験の降伏点又は耐力の規格下限値が 460N/mm²以上の鋼板、及びこれらに相当する化学成分又は硬さを有する鋼板並びに焼入焼戻しを施した鋼板の平たん度の最大値は、この表の数値の 1.5 倍とする。</p> <p>・この表は、任意の位置の長さ 2000mm について適用し、鋼板の長さ 2000mm 未満の場合には、全長について適用する。また、波のピッチが 2000mm を超える鋼板については、その波のピッチの長さにおいて適用する。ただし、波のピッチが 4000mm を超える鋼板については、任意の位置の長さ 4000mm について適用する。</p>							

表 10 質量の計算方法及び質量の許容差

質量の計算方法	<p>鋼板 1 枚毎の呼称寸法の厚さ、幅、長さより計算で求め、その値を質量とする。計算方法は下記とする。</p> <p>鋼板 1 枚の質量(kg) = 7.85 × 板厚(mm) × 幅(m) × 長さ(m)</p>
質量の許容差	<p>鋼板 1 枚毎の実測の厚さ、幅、長さより計算質量を求め、上記の質量に対して-10%から+15%とする。</p>

5. 建築材料の製造及び検査の体制

5.1 製造工場の名称及び所在地

本建築材料の製造工場の名称及び所在地は下記のとおりである。

<製鋼工程 [上工程：京浜地区] >

名称 : J F E スチール株式会社 (東日本製鉄所・京浜地区)
 所在地 : 神奈川県川崎市川崎区扇島 1 番地 1

<製鋼工程 [上工程：倉敷地区] >

名称 : J F E スチール株式会社 (西日本製鉄所・倉敷地区)
 所在地 : 岡山県倉敷市水島川崎通り 1 丁目

<厚板製造工程>

名称 : J F E スチール株式会社 (東日本製鉄所・京浜地区)
 所在地 : 神奈川県川崎市川崎区扇島 1 番地 1

5.2 製造工程及び検査工程

本建築材料の製造工程及び検査工程の概略を図1に示す。

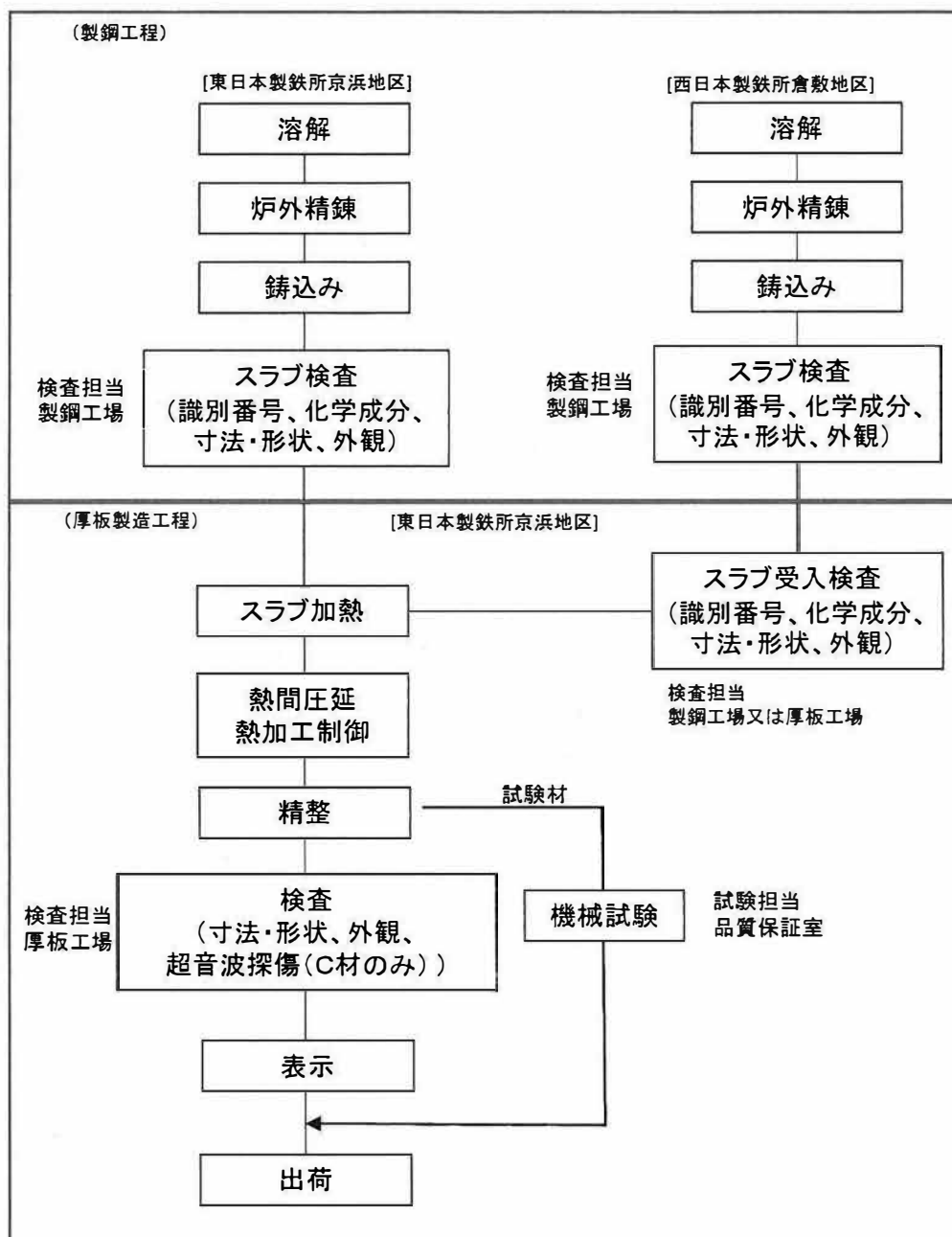


図1 製造工程及び検査工程の概略

6. 品質管理体制

本建築材料のJFEスチール株式会社 東日本製鉄所・京浜地区における品質管理体制を図 2.1 に示す。

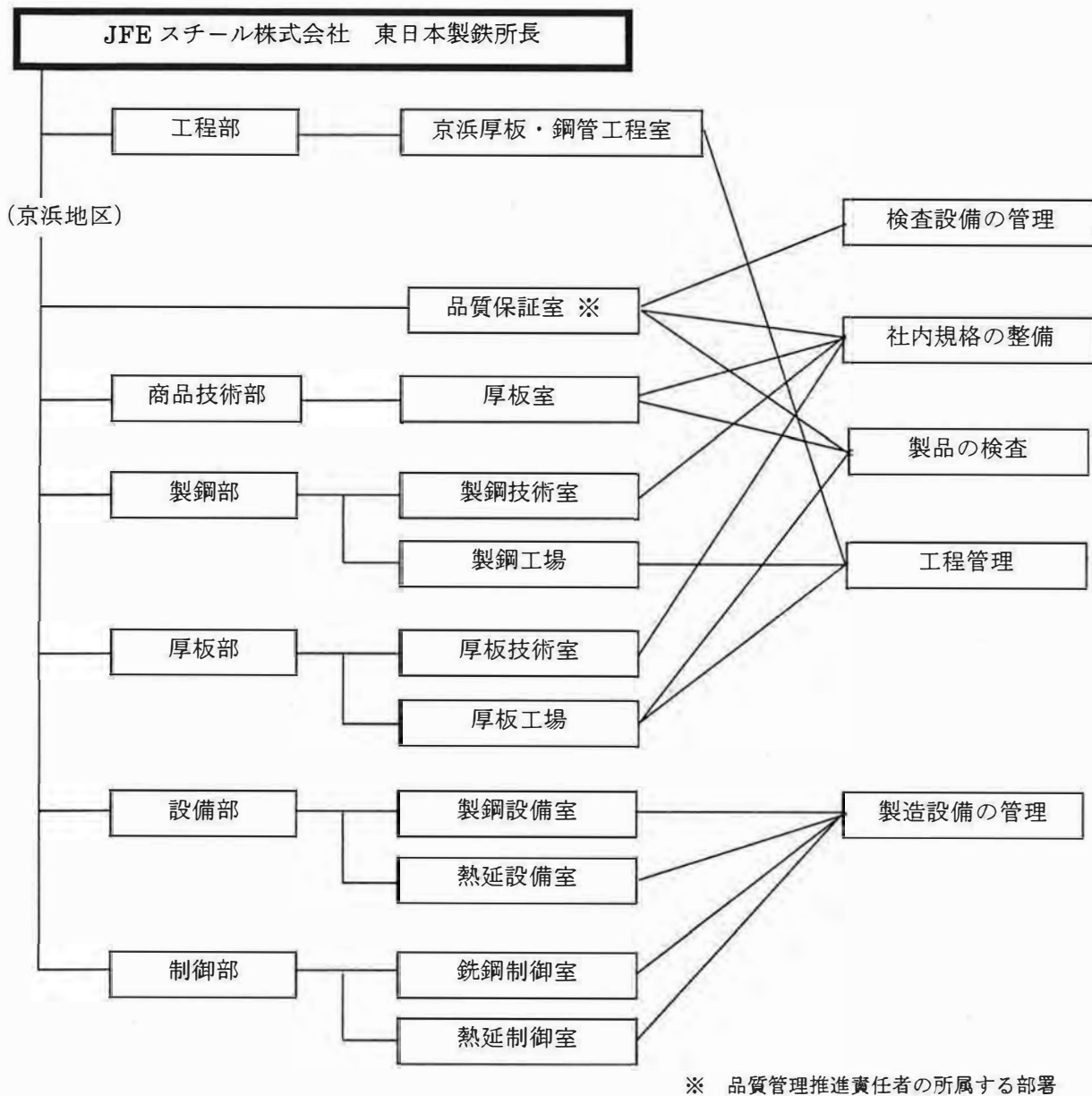


図 2.1 品質管理体制 (京浜地区)

本建築材料の J F E スチール株式会社 西日本製鉄所・倉敷地区における品質管理体制を図 2.2 に示す。

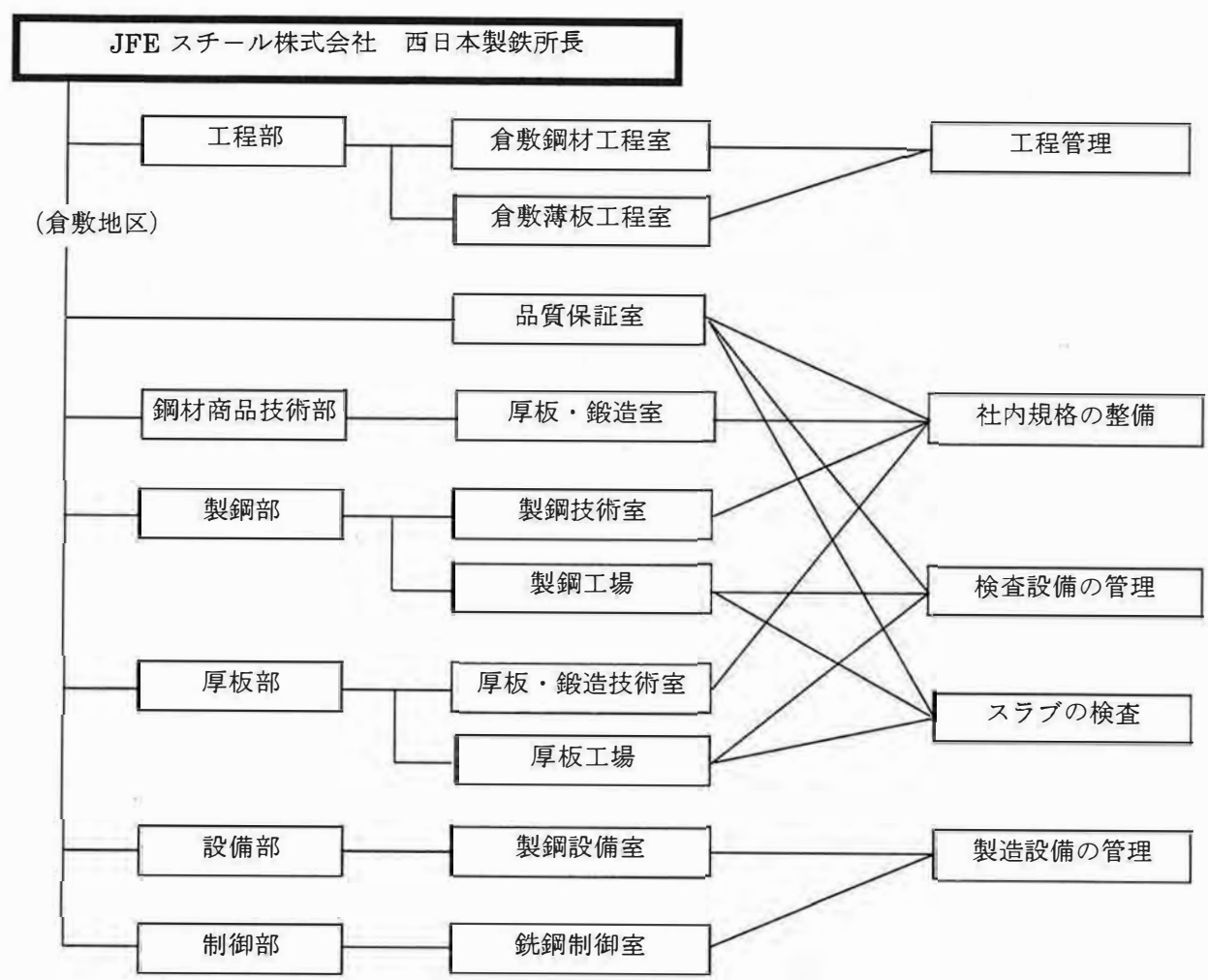


図 2.2 品質管理体制 (倉敷地区)



(別添)

7. 検査証明書

本建築材料の検査証明書には、「8. 第三者機関による定期的な性能確認」に示す機械的性質、認定番号、その他必要な事項を記載したものを発行する。

8. 第三者機関による定期的な性能確認

本建築材料の表 11 に示す性能について、第三者機関による確認を 3 年に 1 度行う。ただし、製造を中断している場合には、性能確認を省略することができる。製造再開時、過去 3 年以内に性能確認を行っていない場合には、出荷前に必ず第三者機関による性能確認を行う。なお、製造・出荷頻度の高い寸法について実施する。

性能確認の試験結果は、次回の性能確認が行われるまで保管する。

表 11 第三者試験における試験項目および試験体数

試験の種類	測定項目	試験方法等	試験体の数
引張試験	降伏点又は 0.2%耐力の上下限、降伏比、引張強さ、伸び	告示 別表第二 第一第一号に掲げる建築材料の項 (は) 欄 第一号に掲げる試験	1 以上
衝撃試験	シャルピー吸収エネルギー	告示 別表第二 第一第一号に掲げる建築材料の項 (は) 欄 第三号ロに掲げる試験	3 以上